

○東京農業大学公的研究費の管理・監査に関する規程

制 定 平成 25 年 4 月 1 日

最近改正 平成 30 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、東京農業大学(以下「本学」という。)における公的研究費(以下「研究費」という。)の管理・監査に関する事項を定め、研究費の公正かつ適正な取扱いに関する必要な事項を定めるものとする。

(研究費の定義)

第 2 条 この規程において、研究費とは、文部科学省等の公的資金配分機関(以下「配分機関」という。)が研究機関等に配分する次の競争的研究資金をいう。

- (1) 科学研究費助成事業
- (2) 各省庁の競争的研究資金
- (3) 前号に定めるもののほか、政府機関、独立行政法人、地方公共団体及び特殊法人等が配分する研究費

2 研究費の使用は、学校法人東京農業大学調達規程(以下「調達規程」という。)、学校法人東京農業大学出張旅費規程等の関係規程及び各研究費に定められている手続き等の規定に基づき行わなければならない。

(研究者等の責務)

第 3 条 本学の研究費を使用して研究活動を行う者(以下「研究者」という。)及び研究費の管理及び運営に係る業務を執り行う専任職員、任期制職員及び嘱託職員等(以下「職員」という。)は、研究活動が社会から負託された公共的・公益的な知的生産活動であることの重要性を認識し、関係法令のほか学校法人東京農業大学諸規則諸規程を遵守しなければならない。

2 研究者及び職員(以下「研究者等」という。)は、不正防止対策として本学が実施するモニタリングに積極的に協力し、研究費の適正な管理・運営及び公正かつ効率的な使用に努めなければならない。

3 研究者等は、不正防止対策として本学が実施するコンプライアンスに関する説明会を受講し、誓約書を提出しなければならない。

(最高管理責任者)

第 4 条 本学に、大学全体を統括し研究費の運営及び管理について、最終的な責任と権限を有する最高管理責任者(以下「最高責任者」という。)を置く。

2 最高責任者は、学長をもってこれに充て、職名を公開する。

3 最高責任者は、研究費の適正執行に関する基本方針を策定並びに周知をするとともに、第 5 条に規定する統括管理責任者が責任を持って研究費の運営及び管理に当たることができるように努めなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 本学に、最高責任者を補佐し研究費の運営及び管理について、本学全体を統括する責任と権限を有する統括管理責任者(以下「統括責任者」という。)を置く。

- 2 統括責任者は、学長が指名する副学長をもってこれに充て、職名を公開する。
- 3 統括責任者は、基本方針に基づいて本学全体の具体的な対策を策定並びに実施するとともに必要に応じ、第6条に規定する部局責任者に対し、研究費の管理及び運営に係る改善を指示するものとする。

(部局責任者)

第6条 本学に、各部局における研究費の運営及び管理について責任と権限を有する部局責任者を置く。

- 2 部局責任者は、学部長、事務局長、教職・学術情報課程主任、総合研究所長、生物資源開発研究所長、厚木キャンパス事務部長及びオホーツクキャンパス事務部長をもってこれに充て、職名を公開する。
- 3 部局責任者は、研究費の執行を担当する部局に対し研究費の使用状況等についてモニタリングを行い、必要に応じ当該結果を統括責任者に報告するとともに、不正防止計画及びコンプライアンスの推進を図るものとする。

(公的研究費適正管理委員会)

第7条 研究費の公正かつ適正な取扱いに必要な事項を審議するため、本学に公的研究費適正管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、次の事項を行う。
 - (1) 最高責任者が定める不正防止計画の管理及び監督
 - (2) 不正防止計画の実施状況について最高責任者への報告
 - (3) コンプライアンス教育及びモニタリングの企画並びに実施状況の管理監督
 - (4) 前項にかかわらず、最高責任者が必要と定める事項
- 3 委員会の委員は、次に掲げる者とする。
 - (1) 副学長
 - (2) 学部長
 - (3) 教職・学術情報課程主任
 - (4) 事務局長
 - (5) 総務部長
 - (6) 財務部長
 - (7) 総合研究所長
 - (8) 生物資源開発研究所長
 - (9) 各キャンパス事務部長
- 4 委員会に委員長を置き、副学長をもってこれに充てる。
- 5 委員会は、必要に応じて委員以外の出席を求め、意見又は助言を聴くことができる。
- 6 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 7 委員会は、委員総数の3分の2以上の出席によって成立し、議決は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。
- 8 委員会の幹事は、財務部調達課長及び総合研究所事務部長をもって充て、委員会の事務を執り行う。

(不正防止計画)

第8条 最高責任者は、本学における研究費の管理・運営状況及び研究費の取扱いに係る

不正の発生要因を把握するとともに、具体的な不正防止計画を策定し、当該計画を着実に実施しなければならない。

- 2 最高責任者は、前項に規定する不正防止計画の実施に当たって、理事長に協力を求めることができる。

(監査)

第9条 最高責任者は、理事長と協議し研究費の適正な管理・運営のため、定期的又は臨時に監査を行うものとする。

- 2 前項の監査は、学校法人東京農業大学内部監査室が担当する。
- 3 最高責任者は、監査の結果、改善等が必要であると認められた事項について、速やかに有効かつ具体的な措置を講ずるものとする。

(不正行為についての相談・通報窓口と調査)

第10条 研究費の使用及び管理に関する不正行為についての相談・通報(以下「告発等」という。)は、学校法人東京農業大学職員就業規則(以下「職員就業規則」という。)第68条及び学校法人東京農業大学有期雇用者就業規則(以下「有期雇用就業規則」という。)第58条に定める通報及び相談窓口が担当する。

- 2 最高責任者は、必要に応じて職員就業規則第67条及び有期雇用就業規則第57条に定める総括者(以下「総括者」という。)に対し、調査委員会の設置を求めることができる。なお、必要に応じて第三者(弁護士又は公認会計士等)を委員として推薦することができる。
- 3 最高責任者は調査委員会に対し、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定を求めるものとする。

(告発等の取扱い)

第11条 最高責任者は、研究費について告発等(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む。)があった場合、総括者と協議のうえ職員就業規則第71条及び有期雇用就業規則第61条に基づき、調査及び対応を行うものとする。

- 2 最高責任者は、告発等の受付から30日以内に、当該調査の要否を配分機関に報告するものとする。
- 3 最高責任者は、当該調査の過程において、調査対象となる研究者等の研究費の執行停止を命ずることができる。

(配分機関への対応)

第12条 最高責任者は、当該調査の方針、対象及び方法等について、事前に配分機関に報告又は協議するものとする。

- 2 最高責任者は、告発等があった210日以内に次の各号全てを配分機関に提出することとする。なお、期限までに調査が完了しない場合は、調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。
 - (1) 調査結果
 - (2) 不正発生要因
 - (3) 不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況
 - (4) 再発防止計画等を含む最終報告書
- 3 最高責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告するものとする。

東京農業大学

東京農業大学公的研究費の管理・監査に関する規程

4 最高責任者は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出するものとする。

5 最高責任者は、配分機関の求めに応じ、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事業に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(懲戒等)

第13条 研究費の不正使用等が明らかになった場合には、当該不正使用に関与した研究者等に対し、職員就業規則第12章及び有期雇用就業規則第12章に基づき処分するものとする。

(取引業者への対応)

第14条 最高責任者は、取引業者に対して本学の不正防止対策に関する方針を周知するとともに、本学が定める基準に該当する取引業者に対しては、誓約書の提出を求めるものとする。

2 最高責任者は、研究費の不正な使用及び管理に取引を関与した取引業者があるときは、調達規程第7条に従い、必要な措置を行う。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、全学審議会及び教授会の意見を聴き、学長が行う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。